

第三者評価結果

事業所名：フレンド金沢文庫保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、2018年の保育所保育指針の改訂により様式変更をしています。児童憲章、児童福祉法、保育所保育指針を踏まえながら、子どもの発達や生活の連続性を十分に考慮し、子どもの健全な育ちを中心に、保育理念・方針・園の保育目標を土台として作成しています。全体的な計画は園の子どもの発達過程や園で把握している子どもと家庭の状況、地域の実態などを考慮しながら作成しています。園は2歳児クラスまでの受け入れですが、発達の連続性を考慮し、5歳児までの計画のほか、2歳児までの計画の2本柱の全体的な計画となっています。毎年12月頃から常勤職員を中心に見直しや確認を行い、次年度の指導計画や保育等に反映しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>子どもたちが室内で快適に過ごせるよう空気清浄機・加湿器・扇風機を使用したり、窓を開けて換気をするなどしています。毎日の掃除や消毒をしながら安全点検・衛生管理を行っています。その他担当場所を決め、設備、備品などのチェックをしています。午睡中はロールカーテンを下ろし、採光調整をしています。職員の声も重要な環境と考え、大きさやトーンなど常に意識を置き、毎月振り返りを行っています。手洗い場の蛇口には補助器具をつけて、子ども自身で手が届くようにしています。トイレに窓がないため、開園時間中は換気扇をつけています。園はオープンフロアをロッカーやパーテーションで仕切った保育室となっており、子どもがくつろいだり、落ち着いて過ごせる場所の確保が難しいことや、トイレが1ヶ所で、クラス活動の状況によっては、混雑してしまうという課題があります。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>入園時に保護者に提出をお願いした児童票や入園時の個別面談からの情報、入園後の子どもと職員の関わり、観察などからも子どもを把握し、十分に尊重しています。職員は子どもの気持ちや欲求を受け止めています。子どもが気持ちを表せるように待つ姿勢や見守ることを大切に考えており、子どもの気持ちに寄り添い、共感したり思いを代弁したりしています。子どものわがままや甘えとも思える言動にも保護者と家庭での様子を共有しながら穏やかに対応しています。しかし活動内容によっては一人ひとりの思いに添えず、活動を優先してしまう部分があることや、職員が手をかけすぎてしまう場面もあり、さらなる配慮が必要と考えています。取組の継続が望まれます。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>子どもが基本的な生活習慣を身につけていくために、発達段階に応じて援助の声かけを変えています。無理強いすることなく子どもにどうしたいか聞いています。子どもの挑戦しようとする気持ちを認め、出来たときは褒めて自信につなげています。しかし、子どものその日の体調や気持ちにも波があるので、寄り添いながら手をかけてあげることもあります。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについては職員が率先して手本を示したり、絵本、紙芝居などで分かりやすく説明をしていく機会を作っています。今年度は保護者の協力を得て食事用のエプロンにゴムを付けてもらい、子どもが自分でエプロンをつけられるようにしました。この動作が衣服を着る動きにつながるようにしています。また、活動は静と動のバランスを考慮し、乳児の午前寝のほか、様子を見ながら適宜くつろぐ時間や休憩時間を作っています。しかし、場面によってはせかしてしまったり、焦らせてしまうこともあることが課題と考えています。さらなる配慮が望まれます。</p>	

【A5】 A-1-(2)-④
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

保育室の低い棚におもちゃ、玩具、ブロック、絵本などを置いている箱や棚に写真を貼り、自分で選んで遊べるようにしています。オープンフロアを仕切って活動しているので子どもたちは他クラスの雰囲気を感じながら生活をしています。園では専門の講師による音楽教室と英語教室を行っており、その時は全園児・職員と一緒に楽しんでいます。また、園周辺には公園のほか、六国峠、寺などもあり、その日の活動、目的に応じて散歩コースを選ぶことができ、積極的に屋外へ出かけています。屋外では広場を駆け回ったり、遊具で遊んだり、植栽（樹木・草花など）から季節を感じ取ったりしています。0歳児クラスは、マットや台、テーブルを使って室内でも体を動かせるようにしています。玄関には季節を感じる草花や子どもたちが散歩で摘んできた草花を常時さり気なく飾っています。近隣の店、園医、ごみ収集の人に勤労を感謝するプレゼントを渡したり、図書館を利用したり、おもちゃの病院に行きハンドベルを直してもらったりして社会体験を重ねています。

【A6】 A-1-(2)-⑤
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

職員は喃語には喃語で返したり、言葉に置き換えて代弁をしたり、職員は柔らかな表情でゆったりとした言葉かけやスキンシップをとりながら、子どもの表情や様子を感じ取り、情緒的な絆を築いています。職員との安定した関係性の中、生活や遊びが充実するようにしています。また、月齢や一人ひとりの成長に合わせた玩具のほか、生活用具、絵本など自分で取り出せるようにしています。玩具は口に入れても安全なものを用意しています。給食では自分で食べようと意欲を見せている様子や職員に食べさせてもらっている子どもの様子がみられます。授乳(ミルク)時は抱っこしてゆったりと関わっています。また、送迎時の保護者との口頭でのやりとりや連絡ノートなど情報共有を密にし、信頼関係をつくり、24時間の生活リズムが整えられるよう連携をしています。

【A7】 A-1-(2)-⑥
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

<コメント>

1歳以上3歳未満の子どもが自分でやりたい気持ち、意欲を大切にしながら見守り、励ましています。自分でできた時は十分に褒め自信につながるようにしています。子どもが遊び込んだりやろうとしている時には余計な声かけ、手伝いはできるだけ控えるようにしています。甘えの気持ちも受け止めて援助しています。おもちゃの取り合いや、たたく、噛むなど自我が芽生える育ちの過程での行動に注意し、不要なトラブルにならないよう同じ種類のおもちゃを増やしています。言葉で相手に自分の気持ちを伝えられない時は、職員が仲立ちをしています。保護者とは連絡帳や口頭でのやりとりなどで連絡を取り合い、得られた情報を保育に生かしています。保育室にはおもちゃ、生活用具、絵本などを自分で取り出せるようにしていますが、探索活動が十分行えるよう、子どもが興味と関心を持つことができる生活と遊びへの環境配慮についてさらに検討が必要と考えています。取組の継続が望まれます。

【A8】 A-1-(2)-⑦
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

c

<コメント>

0~2歳児施設の為、取り組み無。

【A9】 A-1-(2)-⑧
障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

園は2歳児クラスまでの低年齢の子どもを受け入れています。身体的障害、発達障害等の受け入れがある際も他の子どもと区別することなく同じように職員たちの援助や配慮を受けることができます。全園児個別の指導計画を作成しており、障害のある子どもも同様に計画を立てます。職員は障害のある子どもの保育について外部研修に参加をしたり、障害に関する書籍などから知識や情報を得ています。必要に応じて保健師や横浜市南部地域療育センターなどに相談をしたり、助言を得ることができます。医療機関の情報に関しては保護者から得ることになっています。

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 園の開園時間は7時～20時30分です。長時間にわたる保育のために、1日の生活を見通して、集中して遊ぶ時間と友だちや職員と関わりながら遊ぶ時間のバランスに配慮しています。また、全園児（離乳が完了後）朝おやつ（麦茶と軽めの菓子など）があり、どのクラスも水分補給がいつでもできるよう麦茶を用意をしているほか、契約の保育時間および保護者の希望により、夕食にひびかない程度の補食あるいは夕食の提供が可能です。子どもの状態について職員間の引継ぎはミーティングノートを使用し、口頭でも情報を引き継いでいます。保護者への伝達もミーティングノートを使用し、漏れがある場合は次の日でも伝達できるようにしています。その他、保育室は家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整え、子どもの状況に応じておだやかに過ごせるようにしていますが、さらなる環境配慮が必要であると考えています。取組の継続が望まれます。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>c</p>
<p><コメント> 0～2歳児施設の為、取り組み無。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 子どもの健康管理には、各年齢での健康計画があり、それにもとづいて健康管理を行っています。入園時に聞き取った子どもの生育歴などは会議の場で職員で共有し対応しています。SIDS（乳幼児突然死症候群）について入園時に入園のしおりなどで説明を行っています。登園時に個別の連絡ノートで確認を行い、家庭での様子も踏まえながら子どもの健康に配慮しながら保育を行っています。玄関前に感染症のお知らせや体調面について登園の目安について保護者にわかりやすく掲示しています。入眠時はチェック表を用い0歳児は5分ごとに実施しSIDSへの取組や安全へ配慮しています。健康診断や歯科検診を実施し結果を保護者へお知らせしています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 健康診断の結果は書面や口頭にて保護者へお知らせしています。健康面で気になることは個別に保護者へ伝え受診を勧めるなどして、健康に配慮しています。毎月身体測定を行い保護者へ伝えていきます。健康計画にもとづき子どもの虫歯予防に努めています。コロナ禍で歯磨きは行えていませんが食事後には、毎回うがいやお茶を飲んで口腔ケアに配慮しています。身体測定後カウプ指数などで振り返り、保健計画や保育に反映することが課題となっています。健康計画に沿って保健行事、保健教育、園児の健康増進、感染症予防などの取組を行っています。定期健康診断以外でも園医と適宜連絡を取り合い、子どもの健康相談を行っています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> アレルギーのある子どもへの対応は年1回医師の診断と共に「生活管理指導票」を提出してもらい、厚労省の「アレルギーガイドライン」をもとに適切に対応しています。アレルギーのある子どもへの食事提供は、個別のトレーを使用し、調理室と職員でチェックを行い、誤配膳がないようにチェックを徹底し、安全に配慮しながら食事の提供を行っています。アレルギーのある子どもが座る場所は固定の場所やテーブルを決め、決めた場所に座ることで事故予防に繋がっています。慢性疾患の等のある子どもはいませんが、気になることなどに該当する子どもが入園した際は、法人と連携し個別に対応するようになっています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント> 食育計画にもとづき、栄養士が献立を作成しています。給食会議にて喫食状況を出し合い、子どもの状況に合わせた食事を提供しています。保育士は、子ども一人ひとりの食事量、好みを把握し、盛り付ける量などを工夫して完食の達成感を味わえるようにしています。食事の前に必ずお茶を飲み、誤嚥防止に努めています。個別の連絡帳で家庭での食事内容を把握したり、園での献立を紹介するなどの取組をしています。入園後、子どもの状態に合わせた離乳食を丁寧に行うことで、嚥下が育まれるよう栄養士と担任、保護者と連携を取っています。保護者懇談会や個人面談でも食事に関する情報交換をしています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p><コメント> 栄養士は「給食会議」で、子どもの喫食状況や季節の旬の食材などを考えながら献立を作成しています。その際、栄養価、育てほしい姿、季節の食材、食文化、行事食等を加味し検討しています。行事食として年齢に合わせたおせち料理、ひな祭り、七夕、クリスマスの料理を提供しています。子どもが、食事に興味を持てるように、おやつ献立に工夫を凝らし、子どもが目からも口からも食が育まれるようなおやつの提供をしています。HACCP（食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法）が改訂されたことを機に厨房での衛生管理にも十分留意して取り組んでいます。子どもたちの食事の様子を栄養士が定期的に巡回して子どもの食べ具合や個々の子どもの様子を把握し、献立作成にも活かしています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント> コロナ禍により保護者との送迎時のコミュニケーションも難しい状況があり、個別の連絡ノートを活用して保護者にわかりやすい内容で伝えるようにしています。連絡事項とともに一言添えてコミュニケーションを図る工夫をし、子どもの成長する姿を共有しています。クラスだよりでクラスの保育のねらいを詳しく伝え保護者に保育の意図や内容を理解して貰う機会としています。不定期ですが主任が作成した「保育のつぶやき」の玄関掲示、ホームページでも子どもたちの成長を伝えています。保護者懇談会では、保護者同士の意見交換により、子育てに関する気づきや情報を共有してもらっています。行事の際に保護者同士をつなぐことも、保育所の使命と考えており、写真を貼り出し成長の見える化も行っています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	b
<p><コメント> 日々の送迎時は、保護者への積極的な声かけを大切に、信頼関係を築けるよう努めています。保護者とは定期的な個人面談のほか、必要に応じて随時相談に応じています。個人面談等に際しては、プライバシーに配慮して面談スペースを確保し実施しています。園長は何気ない送迎時での会話から保護者の瞬時の異変などに気づき適切な声かけを行い、子育ての相談等に応じています。些細な悩み等を聞き、子育てしやすいよう必要に応じてアドバイスし保護者の安心に繋げています。担任が保護者の相談を受けたときは、園長等が助言等の支援ができるような体制を整えています。相談の継続的なフォローをしていくために今後は適切な帳票で記録していくことを課題としています。</p>	

<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<p><コメント> 虐待等の権利侵害を見逃さないよう毎日の着替えや身体測定時に観察し、傷などの確認を行って早期発見に努めています。日々の子どもや保護者の様子から虐待の兆候を感じた際には、職員間で情報共有、声かけや個人面談などにつなげています。日頃から保護者との信頼構築を心がけており、保護者懇談会やお便り、ポスター掲示などで子どもの人権について伝える等の取組を行っています。虐待が発生した際には、関係機関に連絡、連携し対応することとしています。行政主催の研修へ参加した職員が職員会議の場で報告し職員間で情報共有し学び合っています。虐待に関するマニュアルや発見した時の報告のフローチャートが整備されており、適切な取組を行っていますが、他クラスの情報共有に更なる報告、連絡、相談の周知徹底を必要としています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント> 職員個々の保育の振り返りに役立てるため、年3回の自己評価のほか、「保育園独自の課題（取り組み）」シートにより、子どもたちが気付いて使いたくなる、やりたいくなるような、保育の準備をしているか、笑顔で保育をすることを心がけているか、など毎月14項目の自己チェックを行っています。各指導計画は子どもの発達段階や心の育ち・意欲・興味などをよく観察して立てています。指導計画の評価・振り返りにあたっては毎日、月ごと、期ごとと、子どもの次につながり、それを踏まえた職員の援助・かかわりが適切であったかなどを確認しながら自己評価をしています。職員の自己評価結果から明らかになった課題をまとめ、園としての課題とし、改善や専門性の質の向上に取り組んでいます。職員の自己評価、保護者アンケートの結果を反映し、次年度の取組や園全体の自己評価をしています。園の自己評価は玄関での掲示で公表をしています。今後も取組の継続が望まれます。</p>	